

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ 残置物の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は建築、解体の事業をやっていて、解体前の事務所に残ったテレビなどの家電を市のごみ処理施設に持っていったら、処分を断られ協会を紹介されました。当社は、解体を主にやっているため、産業廃棄物や一般廃棄物の許可はありません。運んできたものは、テレビ、トースター、ドライヤーなどの家電です。これから、どうしたら良いですか。

(協会)

解体前の事務所に残った家電は産業廃棄物に該当しますが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目であれば家電リサイクル法に、小型家電28品目であれば小型家電リサイクル法に、そのほかの電気製品は通常の産業廃棄物として廃棄物処理法に基づいた処分になります。従って、テレビの処分については郵便局でリサイクル券を購入し、市が指定する指定取引場所に持ち込み、トースターやドライヤーなどの小型家電は認定事業者を引き渡し処分することになります。ただし、小型家電については通常の産業廃棄物として処分することもできます。

(相談者)

自分は事務所を解体する前に残っている家電類を運んだところですが、指定取引場所に運ぶだけの場合でも許可が必要になるのですか。

(協会)

解体物とは違って残置物は他人の廃棄物です。他人の物を運搬するには「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可が必要になります。家庭などから出る産業廃棄物以外の一般廃棄物は、市町村の許可を受けて運搬します。また、事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、県などから産業廃棄物の処理業の許可を受けることが必要です。

(相談者)

自分は解体が主で、現在、一般廃棄物、産業廃棄物のどちらの許可もないのですが、トラックに積んである家電はどうしたら良いのでしょうか。

(協会)

家電は家電リサイクル法により処分することになりますが、先ほど申し上げた通り運搬する場合でも、産業廃棄物の処理業の許可は必要になりますので、元の場所に戻し、発注者、元請業者と処理について相談すると良いと思います。

(相談者)

解体時に発生する物は自分の責任において処分していますが、残置物は事業活動をしていた人の物なのですね。解体する時に邪魔だったので、関係者に相談せず率先して自分が動いたので、元あった場所に取りあえず戻します。

(協会)

解体を主にやっているとのことですが、解体の場合は元請業者が排出事業者になります。あなたが解体を下請けで行っていた場合、排出事業者は元請になり、下請けが解体物を運搬する場合は産業廃棄物の収集運搬の許可が必要になります。元請けさんなのですね。

(相談者)

そうです。住宅の解体を引き受けることもあります。その時に家庭用冷蔵庫があったらどうしたらいいですか。

(協会)

今回は事務所の残置物とのことでしたから、産業廃棄物の収集運搬の許可を受けて事業を行っていた人から受託する必要があったのですが、一般家庭の住居に残った残置物は一般廃棄物に該当します。つまり、居住者の廃棄物ですから本来居住者が処理すべきものです。居住者から処理を受託するには一般廃棄物の処理業の許可が必要になります。たとえ産業廃棄物の許可があっても、一般廃棄物処理業の許可がないと処理できませんのでご注意ください。